

報 第 6 号

専決処分報告について

( 柏崎市立比角小学校敷地からの倒木による道路標識破  
損事故に係る和解及び損害賠償額の決定について )

柏崎市立比角小学校敷地からの倒木による道路標識破損事故に係る  
和解及び損害賠償額の決定について、別紙のとおり専決処分したので、  
報告する。

令和 3 年 ( 2 0 2 1 年 ) 2 月 1 9 日 提出

柏 崎 市 長 櫻 井 雅 浩



専第6号

柏崎市立比角小学校敷地からの倒木による道路標識破損  
事故に係る和解及び損害賠償額の決定について

柏崎市立比角小学校敷地からの倒木により道路標識を破損させた事  
故に関し、下記のとおり和解し、損害賠償額を定めるものとする。

以上地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規  
定により専決処分する。

令和3年（2021年）2月12日

柏崎市長 櫻井雅浩

記

相手方の住所及び氏名	和解条件	損害賠償額
柏崎市日吉町5番10号 新潟県柏崎警察署長 金子 隆	柏崎市は、相手方の道 路標識の被害総額（7 5,900円）のうち、 100パーセント相 当額を損害賠償額と して相手方に支払う ものとする。	75,900円